

令和4年由仁町議会第1回定例会 第1号

令和4年3月3日（木）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和3年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度由仁町一般会計補正予算について)
- 6 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について)
- 7 議案第 1号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について
- 8 議案第 2号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 3号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 4号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 5号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 議案第 6号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 7号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 14 令和4年度町政執行方針
- 15 令和4年度教育行政執行方針
- 16 議案第 8号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第 9号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第11号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第12号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第13号 町道路線の認定について
- 22 議案第14号 令和4年度由仁町一般会計予算について
- 23 議案第15号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 24 議案第16号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
- 25 議案第17号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 26 議案第18号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について

- 27 議案第19号 令和4年度由仁町水道事業会計予算について
28 議案第20号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
29 議案第21号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
30 一般質問
31 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
32 意見書案 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する
第1号 意見書について
33 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	後藤篤人君
	1番	大島敏弘君		2番	羽賀直文君
	3番	早坂寿博君		4番	加藤重夫君
	5番	浮田孝雄君		6番	佐藤英司君
	7番	平中利昌君		8番	大竹登君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利
教	育	長	田	中	宣
教育長職務代理者			浅	井	徹
代表監査委員			吉	田	弘
総務課長			野	島	健
地域活性化課長			菊	地	和
住民課長			中	島	哲
産業振興課長			納	口	浩
保健福祉課長			中	道	康
建設水道課長			岩	花	司
会計管理者			山	影	寿
町立診療所事務長			安	達	智
教育課長補佐			大	塚	郁
農業委員会事務局長			川	原	田

○出席事務局職員

局	長	河	合	高	弘	君
主	査	濱	道	義	継	君
事	事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和4年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 佐藤君、7番 平中君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

議会運営委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月1日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

それでは、今定例会の付議事件であります。報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として専決処分した事件の承認2件、令和3年度各会計補正予算案7件、条例の一部改正案5件、町道の認定1件、令和4年度各会計予算案8件、計23件であります。議会提出案件として閉会中の所管事務調査について1件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計3件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、承認第1号及び第2号、議案第1号から議案第13号については単独上程とします。令和4年度各会計予算案については一括上程とし、予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月7日正午といたします。一般質問については、休会後の11日に行うこととします。

本会議及び議事の日程は、1日目、3日は日程第1から日程第29までとし、2日目、11日は日程第30、一般質問のみといたします。最終日、18日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月3日から18日までの16日間とすることで意見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和3年12月分及び令和4年1月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和3年度定例監査報告をいたします。監査委員から令和3年度定例監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和3年第4回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付

ベースで3月1日現在8,663件、1億2,652万円となっており、前年度同時期と比べますと件数では1,858件の増、金額では267万円の減となっております。今年度は、春先から主力返礼品のお米の申込みが低調だったことから寄附額は昨年度を超えておりませんが、一方でこのコロナ禍による健康を意識した新しい食生活スタイルの浸透がオートミールの人気を一層高めており、これまで以上の申込みをいただいているところがあります。特に12月につきましては、過去最高となる2,141件の申込みと3,025万円の寄附があり、多くの方々に由仁町の魅力を知っていただけたものと認識しております。来年度におきましても協賛事業者にご協力をいただき、十分な返礼品を確保するとともに、由仁町を積極的にPRして寄附額の増加に努めてまいります。

第2点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、昨年11月に3回目となる追加接種を行うこととされたところであり、1月中旬から医療従事者や高齢者施設の入所者、従事者への先行接種を開始したところであり、その後、2月5日からは高齢者をはじめとする一般の集団接種を開始したところであり、これまで1,921人、44%の方が追加接種を受け、希望する高齢者の方に対しましてはほぼ接種を終了しているところであります。この後、順次高齢者以外の方への接種を進めてまいります。小中学校の教職員や保育士、飲食店従業員などについては町外から通勤している方も当町で接種することができるよう体制を整えているところであり、今月末には集団接種を終える見込みとなっております。また、5歳から11歳までの小児に対する接種については、1月21日に小児用ワクチンの薬事承認がなされ、対象となる子供及び保護者の意向を確認しながら、現在準備を進めているところであり、今月14日から町内医療機関において接種を開始する予定となっております。いずれの接種につきましてもワクチンの供給状況を確認しながらの接種となっておりますが、希望する皆さんが確実に接種することができるようしっかりと準備し、対応してまいります。

第3点目は、令和3年度中に締結した災害時等に関する協定についてであります。去る3月1日に佐川急便株式会社北海道支店と災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結いたしました。この協定は、大規模な災害が発生した場合において避難所等へ食料や生活必需品などの支援物資を配送し、支援物資の受入れや配送が困難な場合においては保管、管理を要請できるものであり、被災者のもとへ支援物資を迅速かつ適切に届けることにより、町民生活の早期安定を図ることを目的とするものであります。併せて、同社とは由仁町地域見守り活動に関する協定も締結いたしました。この協定は、業務活動中に町民から支援や保護を求められた場合や、配達先で異変を察知した場合に速やかに町へ通報する取決めを交わしたものであり、これまで締結した他の見守り協定と併せて重層的な見守り体制が整えられ、地域福祉の向上に寄与するものであります。これによりまして、当町の災害時等に関する協定は合計22件、見守り活動に関する協定は合計6件となったところであり、今後も多くの企業、組織と連携しながら、災害時における生活の安定と平常時における見守り体制の充実を図り、町民の皆さんが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の第1太田線道路改築工事と古山第2墓地線道路改築工事は、いずれも昨年12月20日に完成をいたしました。次に、水道事業のヤリキレナイ川改修支障水道管布設替工事は、3月11日に完成の予定としていましたが、北海道が発注しております橋梁工事に遅れが生じたことから、令和4年度へ工事を繰り越し、5月30日に完成する予定となっております。

行政報告は、以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、教育長職務代理者から教育行政報告があります。

教育長職務代理者

○教育長職務代理者（浅井徹照君） 令和3年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして2点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。この調査は、調査結果を基にして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的の1つとし、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施されております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査が中止となっておりますが、このほど令和3年度の調査結果が公表されたところであります。調査内容は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの小中学校共通実技のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げの計8種目の実技テストに加え、運動習慣に係る質問調査となっております。その調査結果であります。全国の体力合計点については令和元年度に比べ小中男女ともに低下しており、その要因として運動時間の減少、テレビやスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間の増加、肥満である児童生徒の増加が指摘されているところであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により学校の活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少したことも要因の1つとして考えられております。次に、当町の結果についてであります。令和元年度との対比では、小学生女子が0.7ポイント上昇しているほかは、小学生男子は0.8ポイント、中学生女子は4.6ポイント、中学生男子は4.2ポイントと低下を示しております。全国平均との対比では、小学生男子が全国平均を上回っているほかは、小学生女子、中学生は男女ともに全国平均を下回る結果となっております。また、質問調査の中で、小学生男子の40%、小学生女子の50%、中学生男子は56%がコロナ前と比べた運動をする時間について減少したと回答しております。この調査結果を踏まえ、今後も当面は新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めつつ、体育の授業等においてできることから実施していくことが重要であ

と考えているところであります。

第2点目は、令和4年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。今年3月の由仁中学校卒業予定者は35名で、うち33名が高等学校への進学を希望しております。出願先の状況につきましては、管内の公立高校には岩見沢緑陵高校に7名、岩見沢西高校に5名、長沼高校に5名、岩見沢農業高校に4名、栗山高校に2名、岩見沢東高校に1名、管外の公立高校には北広島高校、恵庭南高校、追分高校、苫小牧総合経済高校にそれぞれ1名、国立苫小牧工業高専に1名、計29名が出願しております。また、私立高校には、札幌日大高校、旭川実業高校、駒大苫小牧高校にそれぞれ1名、宮城県聖和学園高校に1名が出願しております。なお、公立高校の一般受験は本日3月3日に実施されており、合格発表は3月16日に予定されております。

教育行政報告は、以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第5 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、令和3年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、本年2月2日に町内に支店を置き事業を展開している企業から由仁町立診療所に対して1,000万円の寄附の申出があり、在宅医療の需要増加により訪問診療業務に使用する公用車が不足していることから、診療所において年度内に公用車2台を購入することとし、残りの寄附金につきましては令和4年度に医療用機材等を購入するため、その財源を特別会計から繰り入れ、地域福祉基金へ積み立てたものであります。早急に対応する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 副町長
○副町長（田中利行君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度由仁町一般会計補正予算について）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 承認第2号

- 議長（熊林和男君） 日程第6、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 承認第2号、令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では訪問診療業務に使用する公用車購入に係る備品購入費及び一般会計繰出金の計上で、歳入では寄附金を計上したものであり、承認第1号と同様の理由により議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第1号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額や指定管理施設運営事業支援金の計上及び農業関係事業費の増額、本年度事業等の完了に伴う予算整理などで、歳入では町民税及び地方交付税の増額、事業費確定に伴う補助金等の整理などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 令和3年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第2号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の減額などで、歳入では国民健康保険税の増額及び事業費確定に伴う道支出金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として書面会議で開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第3号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水管理費などの予算の整理で、歳入では補償費の減額及び使用料の増額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第4号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費の減額や基金積立金の増額などで、歳入では保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴う負担金、交付金及び繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第5号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第6号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では施設運営に係る経費の予算整理及び一般会計繰出金の増額などで、歳入では診療報酬及び寄附金の増額や一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第7号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費や経費などの予算整理で、歳入では居宅介護サービス収入及び施設使用料の増額や一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第14 令和4年度町政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第14、令和4年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 町政執行方針に対する質疑は、一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第15 令和4年度教育行政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第15、令和4年度教育行政執行方針を上程いたします。
教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（田中宣行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承をお願いいたします。

◎日程第16 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第8号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、由仁町立診療所の職員定数を変更しようとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） 議案第8号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

町立診療所では、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療を中心に人員体制を整えながら施設運営をしてきております。今後も在宅医療の拡大を目指し、訪問看護など療養生活を支える新たな事業の取組のため、職員の定数を改めようとするものであります。

改正内容につきましては、議案第8号資料の新旧対照表で説明をいたしますので、御覧ください。右側が現行で、左側が改正案であります。第2条第6号の町立診療所に勤務する職員27人を30人に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

　討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

　これから採決を行います。

　議案第8号　由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17　議案第9号

○議長（熊林和男君）　日程第17、議案第9号　由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

　町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

　町長

○町長（松村　諭君）　議案第9号　由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

　このたびの提案は、昨年4月に開所した障害児通所支援事業所、こどもねっとゆについて、この開設場所である健康元気づくり館の使用許可の取扱いを変更しようとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

　内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君）　保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）　議案第9号　由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

昨年4月、健康元気づくり館2階児童室に児童発達支援、放課後等デイサービス事業などを展開する民営のこどもねっとゆにが開所し、運営が継続されているところであります。事業開始以来これまで利用する児童も増加しているところであり、必要な療育訓練の場が確保され、当町にとって重要な福祉資源となっているところであります。

こどもねっとゆにの開設場所となっている児童室は、これまでは健康元気づくり館の貸し館としての使用を許可し、事業を進めてきたところでありますが、今ほど説明しましたとおり、当町にとって必要不可欠な福祉資源であり、長期的な事業継続が必要であることから、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可により事業を継続させることとし、児童室を貸し館としての位置づけを廃止しようとする、併せて文言の修正も含めて本条例の関係規定について改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第9号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第6条は使用の許可、第17条は財産の使用許可で、それぞれ規定内において条例や法律を引用している条項につきまして、これまでの改正により条ずれを起こしていました条項をそれぞれ適正な条項に改めようとするものであります。

次に、別表であります。資料2ページをお開き願います。現行欄、別表一番下にあります児童室の項を削り、貸し館としての位置づけを廃止しようとするものであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例に規定している緊急通報装置設置事業について、利用者に負担を求める対象経費及び負担額を変更しようとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例第2条第3号アに規定する緊急通報装置設置事業においては、一昨年民間警備会社に業務委託し、事業実施体制を改めたところであります。このたび緊急通報装置設置基準要領に定める設置対象者の改正を予定しているところであり、具体的には要介護度において要介護1以上の者を要支援2以上の者に改めること、また体調面においては病状が不安定であって、急性増悪の可能性が高いと医師が認める者を追加し、緊急通報装置設置対象者の範囲を拡充しようと考えているところであり、このことにより利用者の増加が見込まれることから、主に保険料で運営しております介護保険財政を考慮し、事業の継続性を図るため、利用者負担を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第10号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。別表に利用者負担について規定しておりますが、現行においては町長が別途締結する契約に定める設置費用の額の全額と規定し、具体的には町が民間警備会社と契約している設置費用の額3,300円の全額を利用者の方に負担していただいておりますが、改正案では町長が別に定める地域福祉支援事業に要する費用の額に関する基準の2割と規定し、具体的には町が民間警備会社と契約している月額委託料2,310円の2割の額として、一月当たり642円の利用者負担に改正しようとするものであります。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置で、この条例の施行の日までに事業を利用している方にとっては、改正前の利用者負担金3,300円を負担していただいていること及び毎月の利用者負担となることの周知期間が必要となることから、設置済みの方につきましては令和6年3月3

1日までの間、なお従前の例によることとし、改正後の月額利用者負担を求めないこととする経過措置を設けようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第11号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、国民健康保険法等の一部が改正されたことに伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額する必要がありますので、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましても議案第2号と同様、国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第11号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法が、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の改正により国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第11号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。それでは、議案第11号資料2を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。初めに、第2条は、文言の整理であります。

続きまして、第3条、第5条及び第5条の2の見出しの改正は、所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額がそれぞれ基礎課税額におけるものであることを明確化したものであります。第5条の2第1号の改正は、改正に伴う引用条項の整理であります。

次のページをお開きください。第6条は、不要な語句を削除するものであります。

続きまして、第13条は、文言の整理であります。

次の第23条であります。2ページから6ページまでの第1項の改正は規定の明確化、引用条項及び文言の整理で、6ページからの第2項がこのたびの追加される未就学児に係る均等割額の減額となります。

6ページをお開きください。未就学児に係る被保険者均等割額の減額は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から導入されるもので、第2項第1号では未就学児に係る基礎課税額の均等割、次の7ページに記載されております第2号では後期高齢者支援金等課税額の均等割を半額とするものであります。なお、この改正により不足する財源につきましては、未就学児均等割保険税繰入金として公費で負担することになっており、負担の内訳が国が4分の2、北海道が4分の1、町が4分の1とされております。

7ページを御覧ください。第23条の2は、引用条項及び文言の整理であります。

7ページの下段から附則の改正であります。次の8ページの附則第3項、それから13ページの附則第14項までの改正は、全て法改正等による引用条項の整理であります。

13ページをお開きください。下段にあります附則になります。附則の第1条は施行期日で、この条例を令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

次のページをお開きください。第2条は経過措置で、改正後の条例は令和4年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、令和3年度分までは従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号

○議長(熊林和男君) 日程第20、議案第12号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、道路法及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い、道路占用料金を変更する必要がありますので、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第12号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

このたびの改正は、道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、道路法施行令に準拠している由仁町道路占用料徴収条例で定める道路占用料金の改定と、道路法の占用許可に新たに自動運行補助施設が追加になったことから、その占用料金を設けようとするものであります。

議案第12号資料で説明しますので、資料のほうを御覧ください。新旧対照表の右が現

行、左が改正案です。別表第2条関係は占用料の額を定めた規定で、1ページから6ページまでの占用料の欄中、占用料の額及び近傍類似の土地の時価額Aに乗じる率を改定された額と率に改めるものであります。

2ページと3ページを御覧ください。2ページ目の下から2行目から3ページにかけて、占用物件に引用している道路法第32条第1項第3号に掲げる施設に、磁気マーカ―など道路の路面下に設置し、自動運転車などの運行を補助する自動運行補助施設が新たに設けられたことから、別表に追加し、その占用料の額を定めようとするものであります。

8ページを御覧ください。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 何点かお伺いしたい。

先ほどの説明で、道路法の改正によって価格体系が昨年度よりも上がるものもあれば下がるものもあると。それで、お聞きしたいのは、この道路占用、これは町道、道道、国道、ここの何を指すのですか。まず。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） このたびの改正は、由仁町が管理している町道に当たります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それで、お伺いしたい。

改正された、上がった部分の占用しているところ、それから前年度より占用料が下がっているところ、何点かありますね。これを見ていくと。それぞれの理由は説明できますか。なぜ上がったのか、なぜ昨年よりも占用料が下がったのか、説明できますか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） このたびの改正は、道路法施行令に準拠しております由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正しているのですが、こちらの占用料金については既に道路法施行令で定められた額でありますので、この金額については決まった金額とい

うことになります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 由仁町が管理する道路についての占用料を条例で定めると先ほど説明されました。これは国交省の基準で言っているのですか。

それと、ついでに聞きますけれども、備考の9番目、1件の占用料が100円に満たないものは徴収しないと書いてありますね。ところが、実際これを見ていくと、1平方メートルにつき7円ですよ。それから、まだ傑作だったのが、1メートルにつき3円または2円、こういう占用料が設定されています。果たしてこれは実体経済に合うのですか、これ。一番極端な話、ここに書いてあるように、祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの、1平方メートルにつき7円。実際縁日で商売される方がおります。1平方メートルにつき7円ということは、100円に満たないといったら13平方メートルですか。結局高町で商売するに当たって、13平方メートル以下というのは何件もありますよね。綿あめ屋さんとか。この方々は実際そこで経済行為をやっているのであって、そこに負荷かけなければならない占用料が実際には機能していない、そういうふうに見えるのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○議長（熊林和男君） 浮田議員、100円というのは14、何ぼになります。7円で割ると14、3平方メートルぐらいかな。13ではないです。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時17分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） まず、占用料の基準の根拠なのですが、こちらについては国土交通省の基準に基づいて定められた占用料金ということになります。

2点目の質問のお祭りのときに出した露店などは100円に満たないのではないのかというご質問だったと思うのですが、昨年と一昨年は新型コロナの関係で由仁においてはお祭りなんかの露店というのはなかったのですが、実績としては令和元年度に実績がありますので、そちらのほうを述べたいと思いますが、そのときには道路使用料として一区画6.6平方メートル、それに適用になるのが4ページの法第32条第1項第6号に掲げる施設、こちらの占用面積1平方メートルにつき1日7円、こちらのほうを採用しまして6.6平方メートル掛ける7円掛ける3日間で138円ということになりますので、100円未満にはなっていないということでもあります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 浮田議員、よろしいですか。4回目なので、最後の質問にしてください。

○5番（浮田孝雄君） 再度確認しておきます。資料の4ページの祭礼、縁日その他の云々、占用面積1平方メートルにつき1日と書いてあります。今言われたのは、3日間やるから3日間の合計で100円を超えるから云々の話だったと思います。そうですね。それでは、この条例に書いてある占用面積1平方メートルにつき1日7円、これはどう解釈するのですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 4ページの法第32条第1項第6号に掲げる施設、祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの、これについては占用面積1平方メートルにつき1日7円、こちらのほうは、先ほども述べましたが、道路法施行令によって占用料金というのは定められております。備考の9号に1件の占用料が100円に満たないものは徴収しないとありますので、例えば1日だけ占用したときに100円に満たなければ、あくまでも備考の1件の占用料が100円に満たないものは徴収しないということになります。

○議長（熊林和男君） そのほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） それでは、質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第13号

○議長(熊林和男君) 日程第21、議案第13号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第13号 町道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、道路法第8条の規定により新たに町道を認定しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第13号 町道路線の認定について内容の説明をいたします。

道路法第8条の規定に基づき、町道の路線を次のとおり認定するものです。

議案第13号資料を併せて御覧ください。このたびの認定は、三川錦町内に令和2年度から3年度の2か年にわたり整備した道路に伴うものであります。路線名は三川錦町北線、延長は114.00メートル、幅員は4.000メートルから4.500メートル、起点は三川錦町113番地先から終点は三川錦町99番地先です。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 町道路線の認定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第22 議案第14号ないし日程第29 議案第21号

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

日程第22、議案第14号から日程第29、議案第21号までの令和4年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第22、議案第14号から日程第29の議案第21号までを一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第14号から議案第21号までの令和4年度各会計予算につきましては、さきに申し上げました令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針に基づき、それぞれの予算を計上したところであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 今ほど説明された議案第14号から第21号まで、ざっと目を通してみました。お聞きしたいのは、新型コロナウイルス感染症、これの予防に関する部分の行政対応、私の知っている限りでは一般会計の第9款、消防組合由仁支署、ここの予算の中に職員に対する抗原検査。ところが、あとの各会計の予算書を見ても、教育の部分にもないし、民生の部分にもないし、医療の部分にもない。ましてやエッセンシャルワーカー関係も一切触れていない。そこで、町長にお聞きしたいのは、由仁町における感染症のとにかく出口を何とか見つけよう、そういうお考えはございませんか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問にお答えをいたします。

私も町民の健康と命を預かる身ですから、このパンデミックを一日でも早く収束したい、その思いはもちろん持っております。しかしながら、私どもは素人ですから、何をもってすれば収束するのか、大変申し訳ございませんが、明確にお答えすることはできません。まん延防止が延長になるというニュースが流れる一方で、また新しいウイルス株も出てきたり、そういうニュースも流れております。ここは、執行方針でも申し上げましたとおり、町民の皆さんには引き続き感染防止のためのそういった対応を取っていただくこと。抗原検査、PCR検査もございしますが、町立診療所のほうにおいて、町内で働いている皆さん方がこれは感染したのかなど、そう感じたときには町立診療所のほうで全て検査をして確認をするような体制を取っておりますので、現在予算には計上しておりませんが、相当数のストックも用意しておりますので、そのように対応していきたいというふうに考えております。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第14号から議案第21号までを会議規則第39条

の規定により、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第21号までを議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(河合高弘君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、羽賀直文議員、3番、早坂寿博議員、4番、加藤重夫議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、平中利昌議員、8番、大竹登議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時11分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第14号から議案第21号までの令和4年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日4日から3月10日までを休会とし、3月11日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡をいたします。

3月11日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦勞さまでした。

◎延会 午後 3時13分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

6 番議員 佐 藤 英 司

7 番議員 平 中 利 昌